

価格以外の評価内容の確保

1 価格以外の評価内容を確保するための措置

価格以外の評価項目の内容が満足できない場合の措置は以下のとおりとする。ただし、次のア、イの場合は（3）（4）の措置は行わない。

ア 技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護を理由とした場合

イ 発注者の指示により、価格以外の評価内容の確保が困難になった場合

（1）価格以外の評価項目の内容を担保するため、評価項目の内容に著しい差異があるときは契約約款第47条第6号による契約解除を行うことができるものとする。

（2）虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとする。

（3）工期短縮等の技術提案の評価点、または工事成績等簡易型及び技術者実績等簡易型における価格以外の評価点を再計算し総合評価点が変わらないように減額変更する。

（4）工事（業務）成績評定においてマイナス評価とする。

（参考）

○1（3）における減額変更の例

（1）計算手順

①内容が満足できなかった評価項目の評価点を計算する。

②価格以外の評価点を再計算する。

③総合評価点が変わらないように、修正価格点を計算する。

④修正価格点に相当する変更入札価格を計算する。（金額は円未満切り捨てとする。）

変更入札価格＝価格点の配点×調査基準価格※／修正価格点

※WTO適用基準額以上の案件は、「調査基準価格」を「最低価格」に読み替えて計算する。

ただし、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、以下の式を用いる。

変更入札価格＝修正価格点×調査基準価格／価格点の配点

⑤確保に係る減額を計算し、減額変更する。減額した入札価格をもとに、その後の変更契約の手続きを進める。

確保に係る減額＝入札価格と変更入札価格の差額

（2）価格以外の評価項目の内容が満足できない事例

技術者を途中で変更し、同じ条件の技術者を配置出来ない場合

1) 入札時の評価点など

価格以外の評価点 9.4 点

（うち、求める技術者の配置に対する評価点 1.5 点）

価格点 85.32 点

総合評価点 94.72 点

入札価格 37,800,000 円

調査基準価格 37,500,000 円（価格点の配点 86 点）

2) 評価項目の内容が満足できない項目

求める技術者の配置に対する評価

3) 計算例

①求める技術者の配置に対する評価点 1.5 点

②価格以外の評価点 9.4 点 - 1.5 点 = 7.9 点

③修正価格点 94.72 点 - 7.9 点 = 86.82 点
 ④変更入札価格 86 点 × 37,500,000 円 / 86.82 点 = 37,145,818 円
 ⑤確保に係る減額 37,145,818 円 - 37,800,000 円 = -654,182 円

(3) 価格以外の評価項目の内容が満足できない事例（ただし、入札価格が調査基準価格を下回る場合）

技術者を途中で変更し、同じ条件の技術者を配置出来ない場合

1) 入札時の評価点など

価格以外の評価点 9.4 点
 (うち、求める技術者の配置に対する評価点 1.5 点)

価格点 85.31 点

総合評価点 94.71 点

入札価格 37,200,000 円

調査基準価格 37,500,000 円（価格点の配点 86 点）

2) 評価項目の内容が満足できない項目

求める技術者の配置に対する評価

3) 計算例

①求める技術者の配置に対する評価点 1.5 点
 ②価格以外の評価点 9.4 点 - 1.5 点 = 7.9 点
 ③修正価格点 94.71 点 - 7.9 点 = 86.81 点
 ④変更入札価格 86.81 点 × 37,500,000 円 / 86 点 = 37,853,197 円
 ⑤確保に係る減額 37,200,000 円 - 37,853,197 円 = -653,197 円

(4) 工期設定に係る事例（技術提案型に限る）

当初、工期 210 日間を提案したが、実工期が 220 日間（増加日数 10 日）となった場合

1) 入札時の評価点など

価格以外の評価点 23.7 点

価格点 68.37 点

総合評価点 92.07 点

提案工期 210 日間（評価点 4.3 点）

入札価格 81,000,000 円

調査基準価格 78,000,000 円（価格点の配点 71 点）

2) 評価項目の内容が満足できない項目

実工期 220 日間（増加日数 10 日）

3) 計算例

①実工期に対する評価点 4.1 点 (-0.2 点と仮定)
 ②価格以外の評価点 23.7 点 - 0.2 点 = 23.5 点
 ③修正価格点 92.07 点 - 23.5 点 = 68.57 点
 ④変更入札価格 71 点 × 78,000,000 円 / 68.57 点 = 80,764,182 円
 ⑤確保に係る減額 80,764,182 円 - 81,000,000 円 = -235,818 円